

# お持ちの空き家を 活用してみませんか？

空き家  
バンク

市内に所有している空き家はありませんか？

香取市空き家バンクは、住まなくなった空き家を売りたい・貸したい所有者の  
物件情報を香取市空き家バンクウェブサイトに掲載し、空き家を買いたい・借  
りたい利用希望者へ橋渡しを行う制度です。



# 香取市空き家バンクの概要



## 1. 空き家バンクとは

香取市内の空き家の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者の物件情報を市の空き家バンクに登録し、空き家バンクウェブサイトにてその情報を公開します。公開された空き家情報を見た利用希望者(物件を借りたい・買いたいと考えている方)から、市に物件の見学・交渉等の連絡がありましたら、所有者と利用希望者との橋渡しを市と宅建協会が協力して行う制度です。

## 2. 空き家を登録する条件は

- ・市内に所在する建物であること。
  - ・建物とその土地の所有者全ての承諾が得られている物件であること。
  - ・専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約の契約を締結していないこと。
  - ・相続及びその他所有権以外の権利の設定がある場合、関係者の承諾が得られている物件であること。
- ※老朽化が著しいもの、大規模な修繕が必要なもの、所有者が香取市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者のものを除きます。

## 3. 利用される方の登録条件

- ・定住または定期的に滞在・利用して香取市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方。
- ※香取市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者でない方。

## 4. 空き家バンクの仕組み



## 5. 注意事項

※老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なものは登録できません。適正に管理され入居可能な物件が対象です。

※不動産業者に仲介を依頼している物件は登録できません。

※賃貸用住宅(アパート)は登録できません。

# 空き家バンクの手続きについて

## 売りたい・貸したい

### ①空き家物件の登録

物件の提供を希望する方は「物件登録申込書」に必要事項を記入し、香取市都市整備課へ提出してください。

### ②物件調査（現地確認）

所有者立ち合いのもと、現地で物件調査を行い、空き家バンク登録カードを作成します。

### ③登録及び情報の提供

物件調査後、市の空き家バンク台帳に登録し、市の空き家バンクウェブサイトや都市整備課窓口で、物件情報を公開します。

### ④物件見学

移住希望者から物件の見学等の依頼があったときは、市からご連絡します。  
宅建業者立ち合いのもと見学を行います。

### ⑤交渉・契約

利用希望者より、交渉・契約の申込みがあったら

①所有者と利用希望者で直接交渉し、契約する方法

②市内の宅建協会の仲介により、交渉・契約する方法

上記のいずれかを選択いただきます

**※市は契約交渉には関与いたしません。**

空き家を有効活用

契約成立

## 買いたい・借りたい

### ①空き家情報の提供

市の空き家バンクウェブサイト及び都市整備課窓口で空き家情報の提供を行っています。

### ②利用希望の申込み

物件の見学、相談、交渉を行う場合は、利用登録申込書に必要事項を記入の上、香取市都市整備課へ申込んでください。

### ③物件見学

所有者、宅建業者の立ち合いのもと、現地で物件見学、相談等を行います。

### ④物件の交渉・契約

希望の物件が見つかったら、物件所有者との交渉・契約を行います。  
当事者間または、宅建協会の仲介による交渉・契約となります。

**※市は契約交渉には関与いたしません。**

契約成立

ようこそ 香取市へ

香取市では、物件情報の公開や連絡調整は行いますが、物件の仲介・斡旋・交渉・契約等は行っていません。

また、宅建協会の仲介による交渉・契約の場合、仲介手数料が必要となります。

## 香取市空き家バンク Q & A

Q 1 : 両親の所有している建物を、空き家バンク登録することはできますか？

A : 空き家所有者本人からの申請が必要です。

Q 2 : 空き家の共有者が他にいる場合でも、空き家バンク登録することはできますか？

A : 空き家の共有者全員の同意が必要です。

Q 3 : 香取市に住民登録がなくても、空き家バンク登録することはできますか？

A : 香取市内に空き家を所有している場合は、空き家バンク登録は可能です。

Q 4 : 数年後に、空き家バンク登録をした建物を使用したいため、一定期間の貸し出しはできますか？

A : 定期借家契約制度を使えば、ご希望の期間で貸し出しが可能です。

Q 5 : 建物に家財が残っていますが、そのまま貸し出しすることも可能ですか？

A : 双方の意向によって異なりますが、原則、家財や電化製品などを建物に残さないようにお願いしています。

Q 6 : 空き家バンク登録に、登録料や仲介手数料などの費用はかかりますか？

A : 登録は、無料です。しかし、宅建業者を介して、売買・賃貸契約が成立した場合には、仲介手数料が発生いたします。

Q 7 : 物件の交渉契約について、香取市が仲介してくれるのですか？

A : 香取市は交渉契約には直接関与しません。

当事者間で行う方法または千葉県宅建協会北総支部に加入する宅建業者の仲介で行う方法のどちらかを選択していただきます。

宅建業者の仲介により交渉契約を行う場合は、仲介手数料が発生いたします。

香取市空き家バンクに関する  
お問い合わせ・お申込み先

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地  
香取市役所 都市整備課  
TEL:0478-50-1214 FAX:0478-54-7654  
E-mail:toshi2@city.katori.lg.jp